

経済建設委員会会議録

令和2年9月15日(火)
(開 会) 10:00
(閉 会) 13:16

【 案 件 】

1. 認定第 13号 令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第 14号 令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第 15号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第 16号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第 90号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第 97号 指定管理者の指定(飯塚立体駐車場)
7. 議案第 95号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例
8. 議案第100号 市道路線の認定

【所管事務調査】

1. 穎田地区の整備について
2. コロナ禍の経済対策について

【 報告事項 】

1. 飯塚地域雇用活性化推進事業の取組について (産学振興課)
2. 飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の一部改正について (住宅課)
3. 令和2年7月豪雨による災害発生報告について (農業土木課)
4. 工事請負契約について (契約課)
5. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について (新型コロナウイルス対策室、総合政策課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案4件の審査につきましては、一括議題とし、まず、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論、採決は保留し、最後に、認定議案ごとに、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「認定第13号 令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

「認定第13号 令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の4件について、一括して補足説明いたします。

水道事業等の決算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。

今回、決算書に基づき、補足資料を作成しましたので、この資料に沿ってご説明いたします。資料「令和元年度 水道事業等の決算について」をお願いします。

1 ページをお願いします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明させていただきます。

まず、第1の財布が、収益的収支（維持管理費用）となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として、水をつくる工程でかかる費用、施設の維持管理の経費、起債（借金）をした際の利息がこの第1の財布から支払われます。

第2の財布が、資本的収支（投資費用）となります。収入として企業債（借金）や一般会計からの出資金・補助金があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還がこの第2の財布で賄うものとなります。

第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金をためておく財布となります。この第3の財布は第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。第1の財布（収益的収支）と第2の財布（資本的収支）の余り、純利益や減価償却費等を入れる財布になります。いわゆる貯金のような性質があります。第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

初めに、認定第13号の水道事業会計の決算について、ご説明いたします。2ページをお願いします。

令和元年度の給水戸数は5万9059戸で、前年度より増加。給水人口は12万3676人で、前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

3ページをお願いします。令和元年度の年間総配水量は、1430万8073立法メートル、年間有収水量は、1242万5018立法メートル、ともに前年度に比べ減少しており、有収率は86.84%となっております。

次に、収支の状況について、ご説明いたします。

4ページをお願いします。この資料の金額については概算になりますので、ご了承ください。

収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が20億円、支出合計が21.4億円となっております。収支の結果としまして、支出のほうが多くなっており、1.4億円の純損失を計上しております。この純損失につきましては、内部留保資金等（第3の財布）で補填しております。

5ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が7.9億円、支出合計は16億円となっております。資本的収支の不足額が8.1億円となっており、この分につきましては、内部留保資金等（第3の財布）で補填しております。

6ページをお願いします。「水道事業会計の内部留保資金等（第3の財布）残高の内訳」です。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しています。前年度期末残高は14.3億円、令和元年度では、収益的収支の損失分を補填しましたので1.4億円のマイナス、資本的収支の不足を補填しましたので8.1億円のマイナス、当年度分となっておりますのが、減価償却費等の内部留保資金として積み立てが8.9億円となり、令和元年度期末残高は13.7億円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しておりますが、平成30年度以降は赤字になったことで、残高は減少となっております。

7ページをお願いします。「水道事業会計の企業債残高の状況」です。前年度期末残高が83.9億円、元年度の返済分が4.4億円、新たな借り入れ分が3.5億円、よって、令和元年度期末残高は83億円となっております。

8ページをお願いします。「令和元年度の主な事業」です。重要給水施設等配水管布設替工事などを実施しています。

9ページをお願いします。「財務・経営の状況（経営分析）」です。前年度と比較して給水収益が3560万円の減となっております。

10ページをお願いします。「財務・経営の状況（指標）」です。経常収支比率は企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標で、100%を上回っていれば健全な経営状態であるとされていますが、本年度は93.63%となっております。

料金回収率は、給水にかかる費用をどの程度水道料金で賄うことができているかを示す指標で、100%を上回っていれば水道料金で賄えているといえますが、本年度は92.36%となっております。

11ページをお願いします。「水道事業ビジョンの進捗管理」です。水道事業につきましては、給水人口の減少、節水型機器の普及により、給水収益は、年々減少しております。また、老朽化した水道施設が更新時期を迎えており、経営状況は年々厳しい状況となっております。

12ページをお願いします。飯塚市の水道料金と県内自治体との比較です。家庭用で1カ月当たり20立法メートル使用した場合の料金の比較になります。

次に、認定第14号 工業用水道事業会計の決算についてご説明いたします。

13ページをお願いします。契約件数は6者で、年間契約水量は17万922立法メートル、年間総給水量は11万4875立法メートルとなっており、昨年度に比べて1万4555立法メートルの減となっております。

14ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が5361万円、支出合計は4971万円となっております。よって、390万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等（第3の財布）に積み立てております。

工業用水道事業につきましては、主な収益が他会計補助金（一般会計）からの補助金となっており、経営体質の改善を行う必要がありますが、今後のあり方につきましては、市長部局と検討を続けているところです。

15ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、支出のみで291万円となっております。

資本的収支の不足額が291万円となっており、この分につきましては、内部留保資金等（第3の財布）で補填しております。

16ページをお願いします。「工業用水道事業会計の内部留保資金等残高の内訳」となっております。

17ページをお願いします。「令和元年度の主な事業」となっております。

続きまして、認定第15号 下水道事業会計の決算についてご説明いたします。

18ページをお願いします。令和元年度の年間総処理水量は621万4081立法メートルで、昨年度に比べ14万7112立法メートルの減となっております。水洗化戸数は2万4185戸、水洗化人口は5万2723人で、昨年度に比べて増加しております。

19ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が20.1億円、支出合計は18.3億円となっております。よって、1.8億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等（第3の財布）に積み立てております。

20ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が7.7億円、支出合計は14.5億円となっております。資本的収支の不足額が6.8億円となっており、この分につきましては、内部留保資金等（第3の財布）で補填しております。

21ページをお願いします。「下水道事業会計の内部留保資金等（第3の財布）残高の内訳」です。

22ページをお願いします。「下水道事業会計の企業債残高の状況」です。

23ページをお願いします。「令和元年度の主な事業」となっております。

24ページをお願いします。「財務・経営の状況（指標）」です。

最後に、認定第16号 病院事業会計の決算についてご説明いたします。

「飯塚市公営企業会計決算資料」の12ページをお願いします。予算第2条の「収益的収支」につきましても、右側の収入の決算額は4億3538万4649円、左側の支出の決算額は5億5109万3338円で、中段の「損益計算」に記載しておりますように、1億1570万8689円の「当年度純損失」となっております。

この結果、中段右側の「剰余金計算」に記載しておりますように、「当年度純損失」に「前年度繰越欠損金」を加えた結果、「当年度未処理欠損金」は8億4074万9137円となります。

下段の予算第3条の「資本的収支」につきましても、右側の収入の決算額は1億7213万733円です。左側の支出の決算額は1億7213万733円です。決算の結果、右下段にお示ししておりますように、資本的収支不足額はありません。以上、認定議案4件の補足説明を終わります。

○企業管理者

ただいま企業管理課長のほうから4つの公営企業会計の令和元年度決算認定議案についてご説明をいたしました。このうち、赤字決算となりました水道事業会計について、少しお時間を頂戴いたしまして、私のほうから委員の皆様へ弁明の方、今後の進め方等について補足して説明をさせていただきたいと思っております。

水道事業会計におきましては、昨年度に引き続き、2年連続で赤字決算を計上することとなりました。この赤字の最も大きな原因といたしましては、決算審査意見書においてご指摘を受けておりますように、水1立方メートル当たりの給水原価、いわゆる水をつくる経費、これが供給単価、皆様から頂戴している水道料金の単価になります。これを上回るという、やはり原価割れの状況が3年連続して発生させてしまったこととございます。

企業局といたしましても、料金収納率の向上を初め、浄水施設の休止、統合になりますが、これは遊休地の売却及び材料の見直しによるコスト削減等々の行財政改革に取り組みまして、効率的、効果的な運営に努め、経費の抑制を図っているところでございますが、毎年、労務単価や修繕費、薬品費等々上昇する中で、残念ながら、短期間では一気に赤字を解消するまでの効果を出せていないのが実情でございます。このような、行革の取り組みにつきましても、今後とも引き続き、推進してまいります。さきにご説明をいたしましたように、収益よりもかかる経費のほうが大きい状況が現状続いております。この状況が続きますと、老朽化が進む施設並びに管路の更新や災害等不測の事態に備えておく費用、蓄えですね。こういうものの準備など将来に向けて、安全安心な水を安定的に供給していくことに支障を及ぼすことが懸念されます。

以上、申し上げましたような状況を勘案いたしまして、私といたしましては、将来に向けた適正な水道料金のあり方、水道料金水準の見直しについて、これは一昨年12月に設置いたしました上下水道事業経営審議会、これに諮問させていただいて、ご意見を賜りたいというふうにご検討いたしました。ただし、ここで一言申し添えておきますが、諮問即料金改定とはなりませんので、そのところは御承知おき、ご確認いただきたいというふうにご存じます。御承知のとおり水道は市民生活にとりまして大変重要なライフラインの一つでございます。料金改定となりますと、市民の皆様のご日常生活に直接に影響が出てまいりますので、経済状況を含めた社会情勢や将来に向けた水道事業の安定経営等々について、総合的に勘案しながら慎重に検討判断すべき事柄でございます。経営の改善を考える上でも、最終的な手段であるというふうにご認識をいたしております。現在、総務省の要請によりまして、中長期的な財政見直しを含む将来にわたって安定的に事業を継続するための基本計画となります経営戦略、これを本年度末までに策定するよう取り組んでいるところでございます。この経営戦略に盛り込みます本市財政計画に、経営審議会でご議論いただく適正な水道料金を組み入れた中で、経営戦略を策定いたしまして、明るい未来に向けた本市の水道事業ビジョンを実現してまいりたいと考えているところでござ

います。

説明が長くなりましたが、委員の皆様方の温かいご意見等をいただければ大変ありがたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長

補足説明が終わりましたので審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を行います。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 23

再開 10 : 24

委員会を再開いたします。

「認定第13号 令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

詳しい説明をいただきまして、よくわかりましたけど、水をつくっても売る値段が安いから赤字だということが、よくよく予算の当初からそういうふうになっていますからね、承知しておりますけれど、いろいろお尋ねしたいと思えますけど、有収率が86%台ですよ。これは低過ぎるのではないかと思いますけど、これは端的に言えば水が漏れているということで理解していいんでしょう。つくっても、有効に水が100%活用されてないと。水漏れが生じているというふうに理解しますけれど、それでよろしいのか。もしそれでよろしいならば、どの地区で一番水が漏れているのか、お尋ねいたします。

○企業局次長

お尋ねの件でございますが、確かに地下漏水がございます。老朽管、古い管の中でどうしても地下で漏水している部分がございます。それと、各ご家庭の中でメーターから先、2次側の漏水というのもございます。2次側の漏水につきましては、漏水量については、特定場所がご家庭の方でわからない場合は減免という措置をとっておりますので、その分の漏水もございます。あと、火事があったときの消火水量とか、そういう部分をまとめて抜いた中で、有収率が出ておる状況でございます。どこが一番有収率が悪いのかというお尋ねでございますが、ちょっと私の今頭の中で、颯田地区が若干有収率が悪かったかなというふうにちょっと今思っておりますけれども、それと、旧穂波が結構漏水が、発生箇所がちょっと多いような状況がございます。

○道祖委員

いろいろな条件があって86%ぐらいになっているんですけど、これは標準からいったら低いんですか、高いんですか。

○企業局次長

全国平均でいきますと、ちょっと低い状況にあります。

○道祖委員

水漏れをとめない限り、赤字でつくっていて水漏れしていれば、有収率が悪いということになれば、当然一層赤字になっていくということですよ、理屈で言えば。その原因は水道管の老朽化ということですよ。市内の4分の1の水道管がもう40年以上の水道管であるというふうに監査委員が指摘していますよね。今のやり方でいけば、140年かかって全部更新できるでしょうというふうに監査委員の報告書であっていたと思います。今のやり方をやっていると有収率が上がるのか。そういうことを考えますと、やっぱり水漏れをとめていかないと。市民に水道料金を上げたいと言ったって、無理だと私思うんですよ。まず、きちんとその設備に対

する管理を行って、そしていたし方なく、水道料金を値上げとかそういうことについては考えていくべきだと思うんですね。事業計画を持って水道管の布設かえをやっていると思いますけど、今の事業計画をもってしても140年かかるだろうというふうに監査委員は指摘しておりますけど、それについて、水道局当局はどういうふうに考えておるのか、どういうふうに思うのか、ちょっと考え方を示していただきたいと思います。

○企業局次長

今、管路で更新計画やっておりますのは、まず、重要な給水施設管路、避難場所とか、救急の病院、それから透析病院関係になります。それ以外は、漏水の多発路線を集中的に老朽管の布設かえ工事をやっております。現在、その重要給水施設管路をやっておりますけれども、この重要給水施設というのが、国道とか県道、重要な一級道路に隣接しておりますので、現在それと、口径が大きいということで、かなりメーターの単価が変わってきております。その関係で今現在、メーター6キロぐらいしか進んでおりませんが、これが小さい管路、100とか、それ以下の管路になってきますとメーター単価は減っていきます。それプラス、宅地内の道路に入っていきますと、舗装がそこまで、舗装の費用がかかってこないで、メーター単価が減ってきますので、今後、同じ金額をかけながらもちょっと距離を伸ばすような方策を考えていきたいと。昨年度が大体6.2キロメートル古い管路を更新しております。今後につきましては、重要給水施設管路がある程度片づけば、宅内の古い管路に入っていくと、メーターを伸ばしていきたいと、距離数を伸ばしていきたいと、そういうふうに考えております。

○企業管理者

今後の更新の方向性について、今企業局の次長のほうでご説明申し上げましたが、ご指摘いただきましたように、今のペースでいくと、次長が申し上げましたペースでいきましたが、かなりの年数がかかってしまいます。そのあたりのことも、先ほどの私のほうでご説明しました経営戦略、この中で投資財政計画も盛り込むようにしていますので、そのあたりも含めて、料金との兼ね合いもございしますが、投資財政計画の中に盛り込んで、支障のないような、水道事業運営ができるように、考えていきたいというふうに思っております。

○道祖委員

次長の答弁と管理者の答弁ですけれど、私はこの際、前倒してお金をかけてでもいいから、整備をやっていくべきだというふうに思うわけです。なぜかという、今、管理者は報告書もあって、その中でと言っていますけど、今までどおりの感覚でやられる内容じゃないかと思うんですね。例えば今140年かかるものが、70年になるかもわからない、そういうような計画をもって来るんだろうと簡単に考えますが、私はそれ以上の速さでやるようなことを考えてはどうかと思うんです。なぜかといいますと、今、コロナなんですよ。コロナで仕事のやっぱ量が——、量をふやすことによって、地域経済を回すという考え方、なおかつ、有収率を水漏れを早くとめる、そういうようなことを考えていくと、やはり、今考えている以上の設備投資をやるべきではないかと思っておりますけれども、それが、やはり地域の経済に寄与しているんですよ。だから、方針は方針でいいですよ確かに。しかしそれは今までの経済状況の中の方針であるからですね。そうじゃなくて、どちらにしろ老朽管対策はやっていかなくちゃいけないんですよ、どこかで。けど、収支バランスを考えて設備投資をやっても、数年かかりますよ、これ数十年かかりますよ、恐らく。この決算報告を見ると。であるならば、やはり設備投資を先にやって、赤字を生むかもわからないけれど、それはそれで、やっぱり早めに、水漏れをとめるとか、そういうことを考えていったほうがよろしいんじゃないんですか。と、私は思いますけど、これ以上のことを言っても、あれでしょうから。ただ、繰り返しのなりますけど、今まで以上のスピードでやると。それは経済対策なんだと。コロナの状況の中で仕事を出す。仕事を出すことによって地域経済を回す。それが水漏れ防止になるんだったら、積極的にそちらのほうを考えてやったほうがいいと思います。どっちにしろ、計画をもってや

ろうとしているのは事実なんですからね。その計画を前倒しするという事のほうが大事だと、今の時点では、私は思うんです。ぜひ、内部で十分検討していただいて、地域経済のためにご配慮いただきたいなということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

1点だけちょっと質問したいんですけど、今の道祖委員と反対のみたいな話になってしまうんですけど、ここに支払利息が1.4億円ってあるんですけど、人件費が1.6億円で、この辺のバランスといいますか、支払利息が1.4億円って、これ、どれだけの借金をして、どれだけの利息、何%での利息で借りてあるのでしょうか。

○企業管理課長

利息につきましては、借り入れごとに率が異なっております。できるだけ安い率の分を借りるようにはいたしております。

○深町委員

どこから幾ら借りて、幾ら借金があって、利息は何%で払っているんですか。大体こういう表を見ると、会社としてはやっていけないと思いますが。

○企業管理課長

地方公共団体金融機構から借りておるんですけども、利息はその時々によって異なりますけれども、最近で0.3%となっております。

○深町委員

これ、年度内ではなくて、積み上げた利息、1年間のこの20億円の売り上げで1.4億円の利息ってここにぱっと書いてあるんで、人件費が1.6億円って書いてありますね。これは年度内1年の人権費じゃないんですか。人件費は1年やけど、支払利息は1.4億円というのは今までの累積ですか。単年度の支払利息は幾らですか。これ見たら単年度かと思った。

○企業管理課長

決算書の附属資料26ページに、企業債借り入れごとの明細書を記載しております。これを積み上げた分が利息となっております。借り入れた総額が約128億円となっております。決算で企業債の残高が83億円となっております。

○深町委員

企業管理課長が言われるように、83億円に対して1年間で1.4億円じゃないんですよね。

○企業管理課長

今までに借り入れてきた企業債の総額が、約128億円で、それに対する利息の積み上げが1.4億円となっております。そして企業債の償還の残高が83億円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今、道祖委員の質問で、漏水率と有収率、どこが一番多いかという質問の中で、潁田地区が一番多いということを聞いたんですけど、これは、有収率ですか、漏水率ですか、どちらですか。

○企業局次長

旧潁田地区ってということなんですけど、ちょっと有収率が、ほかの地区に比べて若干ちょっと低めに出ているという状況がございます。有収率です。

○平山委員

有収率と思います。潁田地区の水道管は、合併して、恐らく3年か4年して、鯉田に浄水場ができましたよね。その流れで、全部で14億円ぐらいかけて、4年間かけて、全部を新品

に埋設しているんですよ。そうじゃないですかね。ちょっと教えてください。

○企業局次長

はい。質問委員のおっしゃるとおり、颯田地区につきましては合併後、集中的に老朽管等取りかえを行っております。

○平山委員

だから、颯田地区の有収率が悪いのは、人口が減ったんですよ、颯田地区は特に。8800人いた人口が、今5300人しかいないんですよ。そういうことで、1市4町の中で一番人口が低いんですよ。だから、有収率が低いんですよ。何か特別な原因があって有収率が低いのではないと思います。そうじゃないと颯田が悪いように感じられますので、またよろしくお願いします。はい。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

先ほどの質問の中で意見が違うけれどということで質問されておりましたけど、端的に言えば、私が言いたいのは、今赤字だから将来的な水道料金は上げざるを得ないということは、この監査委員の報告書の中に方向性が示されていると、私はそう思っているんですよ。だからいづれ水道料金をここに資料と出されて、県下で下から3番目ですかね、その低い状況にある。それは赤字を出しながらやっているから低いんですよ。そうでしょう。そして、今度は水道管の布設がえをやらなくてはいけない。やらなければいけない設備投資をどんどんやっていけば、当然赤字になっていくわけですよ。それをカバーするのは一般会計からの持ち出しか、水道料金の値上げしかないわけですよ。であるならば、先に古い管の整備をきちっとやるべきだということを行っているんです。いづれそうなりますよと。いづれどこかで赤字で、水道料金の見直しということについては当然考えなくちゃいけない。だから私はその管の布設がえのほうを急ぐべきだと言っているんです。借金してでも。だから私はそういう意見だから前倒しでやったほうがよろしいんじゃないかと。特にコロナのときですから、市内業者に対して仕事を出して、市内の経済活性化につながるようにしたほうがよろしいんじゃないですかと言っているんです。それだけ言い添えさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

14ページですけど、工業用水道事業は、昭和45年に石炭産業の衰退に対する地域経済の活性化のために市の政策として開始した事業であるため、事業運営に不足する金額は、一般会計が負担することとなっているとありますよね。これ私も何回も言うんですけどね。もうそろそろ、今もう今度会計監査もあって、今道祖議員も言っていましたけど、水道もこれだけの赤字が出ている、その中で飯塚市も財政の改革やら、いろいろやっていかないといけないという中で、この工業用水を使っている企業さんは、恐らく6件くらいではなかったですかね。そして、年間3千万円の一般会計の持ち出しですかね、金額ですね、聞いたらすぐわかると思うんですけど、こういうのもうそろそろ、やはりその地元企業さんときちんと膝を交えて話し合いをしながら、激変がないように何年かに分けて、やはり今飯塚市の工業用水の事業も赤字がずっと続いていますので、もうそろそろ、少しずつ戻してくれないですかと、普通の水道代にしてもらえないですかというような話し合いも、私は今まで何回もしてくれと言っているんで

すよね。今後、またそれを少しずつしてほしいと思うんですけど、どうですか。

○産学振興課長

工業用水道事業につきましては、資料にも記載しておりますとおり昭和45年当時、産炭地域小水系用水道事業と申しておりましたように、産炭地域における産業基盤の整備促進に重要な役割を担い、特に多くの給水量を必要とする企業にとりましては、立地上欠かすことのできない社会資本となっております。また、仮に、工業用水道事業の廃止となりますと、上水道の切りかえに伴う設備改良や、水道料金の問題が生じてまいります。一方で、委員ご指摘のとおり、今後老朽管対策に多額の費用を必要とすることも認識しております。現在コロナの関係でヒアリングについては、企業さんへのヒアリングについては少しおくれたようなスケジュールとなっておりますが、今後、利用事業所とこのような現状についての認識を共有いたしまして、理解を深めながら、また、企業局との協議調整を図りながら、方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第15号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

下水道事業の処理区域内戸数は2万7180戸ですよね。きょうの説明によると、水洗化の戸数は2万4185戸、約3千戸がまだ公共下水道につないでないということですか。

○企業管理課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

この3千戸は、面整備3千戸がおくれているということですけど、100%にならないということですけど、それはなぜでしょう。どう考えておりますか。

○企業管理課長

約3千戸につきましては、下水道管は来ておりますが、現在つないでない状況ということでもあります。

○道祖委員

それはわかっているんですよ。なぜつないでないのかと言っているんですよ。あのですね、企業局はつなぎ込みを、面整備をしていくという形で、飯塚市下水道事業水洗化支援融資制度、融資額80万円まで借入利息は企業局で負担しております。飯塚市水洗便所等改造費金融融資制度、20万円から80万円を融資、借入利子は企業局が負担しております。そして、飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金、5万円出してあります。これをもって整備に取り組んできて、整備率は上がってきたんだろうと思っておりますけれど、私ここで一つ、この3千戸に対して、もう一段と働きかけをやっていただきたいなというふうに思っております。働きかけは今までどおりのことと、こういう制度がありますということは当然やっていただきたいと思っておりますけれど、これも提案です。この際、コロナで地域経済は非常に低迷しております。市長が言っておりますように、市税そのものの歳入が20%程度減るのではないかというような予想も立つわけでございますけれども、その中で、このコロナの時期ですから、期限を2年ぐらいに切って、この飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金の5万円を、特別に2年間に限定とか、3年間に限定とかいう形で、10万円ぐらいにして、今すればメリットがありますよということを訴えてやったら、つなぎ込みもふえるのではないかと。また、地域経済にも貢献するのではないかと。というふうに私考えますので、一つ提案でございますので、考えていただきたいと思っております。

が、考える余地がありますか。

○企業管理者

ご提案ありがとうございます。先ほど水道事業のほうでも質問委員のほうでおっしゃられてありました公共事業、公共投資によって地域経済を活性化させようということで、今回のこの水洗化、下水道への接続についても同様の理由であるというふうに理解をしております。先ほどの水道事業の計画の前倒しと今回の下水道事業の補助金のアップ、両方とも検討をしてみたいというふうに思っております。

○道祖委員

水質保全のため、飯塚市浄化槽設置整備事業補助金制度がありますが、これは今、企業局のほうで取り扱っているんですか。

○企業管理課長

浄化槽補助金につきましては、現在、市長部局のほうで取り組んでおります。

○道祖委員

市長部局とは建設部局ですか。

○企業管理課長

環境整備課で取り組んでおります。

○道祖委員

そしたらここで発言はできないかもわかりませんが、では後で、産業振興で、所管事務調査で行わせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

私も道祖委員の意見と全く同じなんですけど、せっかく下水道事業を推進していく中で、もうできたら、もうそのときは、その地域のもう半分ぐらいの人たちが核家族化と高齢になって、せっかくその下水道ができますよというときに、2、3年でできていたらこういうことは起こってないと思うんですよね。やはり事業の進捗がものすごくおそいですよ。今後、下水道を引くのか、引いて下水道を使った人は5万円の補助金と銀行貸し付け、毎月1万円ずつの支払い、それに市がきちっと対応してくれるということで、使っている人はものすごく「下水道に変えてよかった」と言う人の声もあるんですよ。そういうことの広報を、その地域全体に、やはり促していく、広報を、そういうのにも。ただいつも言うように、市報で出したり飯塚のホームページで出したりするのではなくて、やはり現地に行って、そこでせっかく下水道ができたのに、まだ下水道を引いてない人たちの戸別訪問、そういうのの説明をもっと細かく、やはり担当部局はするべきではないかと思えます。もったいないと思えます。頑張ってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

排水の設備、下水道もそうですけれども、合併浄化槽という話も出ましたけど、結果的に面整備がおくれて、認可区域になっていますけれども、結局下水管が来ないので、家を建てても合併浄化槽をつけて、でもこれは補助の対象にならないとか、そういった一面があったりとか、いろんな要素で飯塚に住もうかな、家を建てようかなという方にいろんなご迷惑をかけているし、そういったところを踏まえて、どうやってつなぎ込みをしていただくかというのを考えていただかないと、今まで行政のほうにお願いしたけど、それはできないんですと断ってこられた方がたくさんおられますし、合併浄化槽補助金にしても、金額いっぱいばいばいでもう出ませんという方もおられました。そんなのを含めて、そういうつなぎ込みの方の対策をとるのであれば考えていただいて、皆さんが納得するようなやり方をちょっと考えて対応していただき

たいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議題中、「認定第13号 令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第13号 令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第14号 令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第15号 令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第16号 令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:59

再開 11:10

委員会を再開いたします。

次に、「議案第90号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第97号 指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）」、以上2件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長

「議案第90号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第97号 指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）」につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、「議案第90号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書25ページをお願いいたします。第1条で、債務負担行為につきまして規定しております。

次に、26ページをお願いいたします。飯塚立体駐車場指定管理委託料につきましては、予算的な補正はなく、債務が次年度にまたがるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、「議案第97号 指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）」につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書34ページをお願いいたします。飯塚立体駐車場の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、令和2年4月1日より5月29日まで公募による募集要項の配付をしております。4月16日に説明会の開催、5月28日から5月29日におきまして申請受付などの公募による募集を行い、7月3日及び7月17日の飯塚市指定管理者選定委員会におきまして審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として「太平ビルサービス株式会社」が選定されましたので、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

なお、施設の概要、指定管理者となる団体の概要等につきましては議案書36ページの記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第90号、議案第97号についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

この立体駐車場については、市内の業者が今まで指定管理者ということでやっていたと思いますけれども、今回、市外の業者になりました。いろいろ選定の評価でいろいろあったんだろうと思います。こちらのほうがすぐれていたからなっただろうと思いますので、それはもういたし方ないというふうには考えておりますけれど、心配しているのは、以前は市内の業者であったから、市内の人が雇用されていたと思うんですけど、この福岡の会社になりますと、希望ですけど、雇用をする人員については、ぜひ市内の方をお願いしたいと思いますので、そういう指導ができるならば、そういう指導していただきたいということをお願いする次第ですけど、いかがでしょうか。

○建設政策課長

今、委員が言われますように、業者からの仕様書、提案書につきましても、地元の使える業者、人員についても含みまして、地元からの雇用をやりますということで書いてありますことで、この議会の議決をいただければ、その後、所管課として提案書に基づいて、なるべく地元

の企業及び地元の採用というのを協議してまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

今の質問に関連してですけれども、こういう市外業者を入れることについて、何か仕様の違い、そういうのが何かあったのかと。

○建設政策課長

さきにご説明いたしました、7月3日及び17日の飯塚市の指定管理選定管理委員会におきまして、この太平ビルサービスともう1者、A社のほうが応募がございました。A社につきましては市内業者ということで、各選定委員の方が、地元ということで1人5点の加点方式をとらせていただいております。5点の加点方式をとりました中での採点も行いましたところ、点数が開きましたことで、実質上、市外業者、駐車場の運営に関する専門的な知識を所有している業者というのが、なかなか飯塚市の中にはないということで、専門的な知識を持っている業者としまして、この業者を選定委員会の中で選ばれたものであります。実績としまして、こちらのほうの業者さんは福岡市に本社を置いておりますけど、福岡市内の3カ所の駐車場の運営管理を、今現在実績としてございます。福岡市内の3駐車場のうち、最長でありますものが、平成9年度より22年間以上の実績で、今でも継続して業務委託を受けた中で営業しておりますことで、駐車場を運営するスキルとして十分なものがあると思っております。

○城丸委員

以前とやり方は全く変わってないということですかね。以前もこういう形で入札をして、たまたま市内の業者がとっていたということですか。

○建設政策課長

今の立体駐車場の運営時間につきましては朝7時から夜の10時までということで運営しております。この運営の中で駐車場というのは特別会計となっておりますので、運営の黒字化、利用者の増進というのを図る中で、条例改定を去年の3月の委員会、議会の中で行いまして、来年度4月以降、24時間化というのを受ける業者ということで、市外業者ということになっております。

○城丸委員

仕様が変わったということですね。でいいんですね。そして、指定管理者として一応、議会の議決がありますけど、一応決まっておる業者さんは設備投資か何かあるんですか。というのは、何で5年間かということを知りたいんですね。

○建設政策課長

一応こちらのほうが、今お話がありました市内業者さんが、今は常駐しております。これを24時間化という運営方法に切りかえる中で、無人ではなく、非常駐化ということで、日常管理の中で必要な場合はこの業者さんに入っていただく、通常営業の中ではもう無人化ということで、今あります料金ゲートとかにカメラを設置して、5階建てでありますので各階に防犯のカメラを設置ということで、今ある運営の方法と大きくちょっと防犯上、安全上を考えれば大きく変わるところがございますので、その部分が前回と違う大きな変化の部分となります。

○城丸委員

今のカメラとか無人化に対する設備投資は、指定管理者持ちとするということですか。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。採決いたします。「議案第90号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第97号 指定管理者の指定(飯塚立体駐車場)」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第95号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。今回の改正は、飯塚市立病院が、飯塚医療圏における救急医療体制を確保し、二次救急医療機関としての役割を担っていくに当たり、土曜日を休診日とし、救急診療体制を強化するものでございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。第3条の「外来診療の休診日」に土曜日を追加するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

確認いたしますけれど、現在は土曜日は内科、午前中担当医が診療していると。そのほかは外科が外科系医師が交代で救急対応、これは午前、午後ですね。整形外科が外科系医師が交代で救急対応、午前、午後。それと呼吸器外科が午前中、外科系医師が交代で救急対応していると。それ以外のところについては、休診してないということですよ。それをまず確認いたしますが、それとともに、こういう体制の中で、土曜日にこの外来に診療にお見えになっている市民の数は、どの程度いらっしゃるのかお尋ねいたします。

○企業管理課長

現在、土曜日、午前中には医師が内科1名、外科が1名で診療に当たっております。土曜日の患者数につきましては、平均で5、6名となっております。

○道祖委員

外科の医師が対応しているということですが、外科系の医師が交代で救急の対応というふうに案内にはなっていますが、そういうことじゃないんですか。内科だけが普通の診療をやっていて、外科の医者がいまして、それは外科も整形外科も呼吸器外科も外科系医師が交代で救急対応と案内にはなっておりますけど、そういうことではないんですか。

○企業管理課長

現在、土曜日の午前中の外来は内科と外科の診療で対応しておりまして、午後から救急対応となりますので、内科系と外科系の医師で対応となっております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第100号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書46ページをお願いします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、8路線、延長591.6メートルでございます。

路線明細の左に記載しております一連番号1番から5番、7番及び8番の路線は開発に伴う寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は、47ページから51ページ、53ページ及び54ページに記載しております。

一連番号6番の路線は開発帰属により路線認定を行うものです。路線箇所は、52ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平山委員から「颯田地区の整備について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。平山委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。平山委員に発言を許します。

○平山委員

かいた中央公園の周辺整備につきましては、颯田支所を中心とした拠点地域として、民間活力も含めた一体的な利活用を考える必要があり、人が集まる場所として、颯田地区を活性化させることを強く要望しておりました。当地域は今後、都市計画マスタープランの拠点地域となるものと考えておりますが、颯田支所周辺は都市公園の区域で都市公園法の網がかかった地域であることから、開発が進まない原因の一つだと考えております。このことから、一刻も早くスピード感をもって開発が進むように土地計画マスタープランや都市公園であるかいた中央公園の区域についての所管事務調査を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「颯田地区の整備について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「颯田地区の整備について」を議題といたします。平山委員に質疑を許します。

○平山委員

颯田支所周辺整備につきましては、移転した颯田支所の周辺を颯田地区の中心的な場所の一つとして一体的な活用方法を考えていただき、人が集まる場所として颯田地区を活性化させることを強く要望しておりました。令和2年6月の一般質問では、颯田体育館や武道館の敷地には個人の名義の土地が含まれており、昨年12月に時効取得のための提起を行い、裁判事案

4件のうち2件につきましては、令和2年4月16日と28日に土地取得の勝訴の確定を受けたとの答弁がありました。また、さきの一般質問では、他の2件につきましても、令和2年6月23日、7月31日に土地取得勝訴の判決言い渡しがあり、今後、判決確定を受け、名義変更の登記を進めていきたいとの答弁があり、利活用が進まなかった原因の一つである土地問題が解決することで、次のステップに入ることができると思います。そこで、本市の第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略では、飯塚市における3つの基本目標として、「地域を元気にするしごとづくり」、「未来を創るひとづくり」、「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」を掲げ、人口減少の克服や飯塚市の将来の方向性が示されています。また、飯塚市都市計画マスタープランの改訂を進められていると思いますが、私も都市計画審議委員及び策定委員として関わっていますが、今回、ゾーン別構想で都市計画を進めるとのことであり、穎田支所が移転した場所は、新しい地域拠点となる地区であるものと考えております。現存している公共施設の跡地を活用し、地域のために人が集える施設として利用してほしいと思いますが、地域の意見はどのように反映していきますか、よろしく答弁をお願いします。

○都市計画課長

飯塚市都市計画マスタープランは、平成22年4月に策定して10年が経過しておりますので、令和3年度中の変更に向けて、現在、都市計画基本方針等策定委員会や都市計画審議会において審議していただいております。また、令和2年度にワークショップを実施し、まちづくりにおいての地区の課題や問題点を抽出後、課題解決の方策やアイデア等を検討し、地域の意見を反映していきたいと考えております。

○平山委員

名義変更の登記手続は完了して、拠点地域としての開発が進むものと考えておりますが、穎田支所周辺は都市公園のかいた中央公園の区域となっていると思います。都市公園の区域から除外しないと開発が進まないと聞いていますが、どうなっていますか。また、穎田地域の活性化のために、穎田体育館や武道館の敷地を都市公園の区域から除外した場合は、開発が進むと考えていいのでしょうか。

○都市計画課長

質問委員言われるように、穎田支所周辺は都市公園であるかいた中央公園の区域となっており、公園施設以外の施設を設置する場合は、公園区域から廃止する必要があります。また、都市公園法第16条に、「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」となっており、面積の確保が必要となっております。一部公園区域を廃止した場合は隣接した別の箇所でも面積を確保する必要があるものと考えております。

○平山委員

今の答弁で、全部または一部について都市公園を廃止してはならない。また面積の確保が必要になっておりますという答弁でしたが、飯塚市は立地適正化計画で、拠点連携してのコンパクト・プラス・ネットワークを掲げており、都市機能誘導区域や居住誘導区域として位置づけていると思いますが、都市公園の区域の除外ができない場合は、開発が進まないということですか。

○都市計画課長

現在の穎田支所付近は無指定地域になっており、立地適正化計画の居住誘導区域と都市機能誘導区域外になっております。このことから、立地適正化計画の変更の際には、居住誘導区域と都市機能誘導区域に変更し、新たな穎田地区の拠点地域としての位置づけをしたいと考えております。また、飯塚市の都市公園の1人当たりの面積は13.97平方メートルとなっております。飯塚市都市公園条例や、県の都市公園の目標値である1人当たりの面積の10平方メートルを大きく上回っております。このことから、地域拠点としての用途や都市公園の面積の確保、都市公園の1人当たりの面積等を総合的に判断し、関係各課と土地利用の方向性を協議、検討

していきたいと考えております。

○平山委員

それでは、できる可能性もあるというふうに理解して質問いたします。拠点地域として総合的に判断し、検討していくとのことですので、よろしく願いいたします。現在、颯田地区は、急激な人口減少が起こっており、将来の地域の維持に多くの住民が不安を抱えていることから、人口減少を食い止め、地域に元気を取り戻したいと考えております。颯田支所が移転した場所は、新しい地域拠点となる条件が整っているものと考えておりますので、現存している公共施設の跡地を利活用し、今存在している公共施設の跡地もうまく活用して、単なる庁舎の倉庫として活用するのではなく、そこで地域の人々が特産品を販売したり、作業するための施設として開放するなど、地域のために市民の方が集える施設として利用してほしいと思います。また、公共施設の一部を颯田に移転させるようなことも考えられるのではないのでしょうか。移転した颯田支所の周辺を颯田地区の中心的な場所の一つとして、一体的な活用方法を考えていただき、先ほど言いましたが、市民の方が集える場所として颯田地区を活性化させることを強く要望してこの質問を終わります。よろしく願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「コロナ禍の経済対策について」、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

経済情勢が悪いということが頻繁に新聞報道等でされております。街なかに行っても、やはりなかなか事業が従前よりも事業計画が何割か低く見ておかなくてはいけないというような声をよく聞きます。そこで、こういう状況ですから、市ができる産業振興、地域経済活性化について、いろいろな制度の中で取り組みができないか、皆さんにお尋ねしながらご提案したいというふうに思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「コロナ禍の経済対策について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「コロナ禍の経済対策について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

まず、飯塚市のホームページを、皆さん御承知かと思えます。ホームページを開きますと、そこに定住政策というのが出てくるんですけど、もちろん皆さんお役職柄御承知かと思いますが、まず、移住・定住化政策というのが出てきます。これを見ますと移住に対する政策、定住化政策が出てくるんですけど、その中でまず関連があります経済建設部局に関連があるところからお尋ねしてまいりたいと思えますが、それを開きますと、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金制度があります。それと飯塚市戸建て中古住宅取得補助金と飯塚市定住促進住宅改修補助金制度、それと、これが所管に当たるかどうかちょっとわかりませんが、飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金制度というのがあるわけなんですけれども、以前、リフォーム補助

金交付事業があったわけですが、そのかわりに住宅改修補助金交付事業が実施されてきておりますけど、リフォーム補助金交付事業のときよりも、今設けられております住宅改修補助金交付事業の利用率がどういうふうにあるのか、利用状況についてまず確認させていただきたいと思います。

○住宅課長

利用率について説明させていただきます。令和元年度よりリフォーム補助金事業にかわりまして、定住促進を目的とした住宅改修補助金交付事業を実施しております。住宅改修補助金交付事業は令和元年度からやっておるんですけども、これにつきましては、リフォーム補助金の場合は2千万円の予算を確保しておりましたけれども、住宅改修補助金になりまして、予算を500万円増額して2500万円としております。令和元年度の利用状況は、利用件数235件、対象工事金額2億3623万1863円、交付金額1815万8千円となっており、リフォーム補助金のときでは予算が不足して、途中で予算が枯渇しておりましたけれども、昨年度については予算が不足することなく、受け付けを終了しております。

○道祖委員

あのですね、予算が残ればいいという問題ではないというふうに、私は思っているんですけど、目的は定住促進の改修ですからね。それで、私の記憶の中ではリフォーム補助金の際、たしか増築する場合、該当していたと思うんです。何でこれは、目的は市民の快適な住宅の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図るという目的がありながら、内容的には増築が認められてないというふうに、私理解しますけど違いますか。

○住宅課長

増築につきましては、リフォーム補助金制度のときから対象外とさせていただいておりました。内容としては、増築する場合、確認申請等が必要な場合がありますので、それを無視してされた場合についての補助金というのは問題があるのではないかという形で除外とさせていただいておりました。

○道祖委員

それはおかしい。なぜならば、私は10万円戻さなくちゃいけない。何でもかと言ったら、リフォーム補助金10万円いただきましたから。増築するというので書類を出して、そして審査通って10万円いただきましたよ。だから、それが何で今回のってないのかなというふうに思うんですけど、私が議員だからそれを申請して出したということであつたら、あなた方はおかしい。私もおかしいから10万円戻さなくちゃいけない。だから課長の答弁は、私納得いきません。それは事実関係を確認してください。過去にそういうこと、増築の場合は一銭も出していないのか、私は確認申請を出していますから、ちゃんと。確認申請はどういう確認申請の内容か知っていますか。確認申請は10平方メートル以上ですよ、たしか。10平方メートル以上の増築をした場合は確認申請を出ささいというふうになっているんですよ。そして、10平方メートル以下でも増築した場合は、市は固定資産税の関係があつて現認しに行かなくてはいけないんですよ。そうでしょう。違いますか。

○住宅課長

すみません。増築に対してのご説明がちょっと不足したかと思っておりますけれども、増築された場合、既存部分を含んでの増築であれば、既存部分の改修工事については、補助金を出さずということで、金額をちょっと案分させていただいて、なるべく多くの方に補助金を利用していただくということにさせていただいていましたので、単純に面積がふえた分については出せませんが、既存住宅を含んだところの面積の改修工事であれば、補助金として出させていただきます。それと、先ほど言われました10平方メートル以上の増改築には確認申請が必要だということもちょっと存じております。それについては用途地域によって、1平方メートルでも増築のときには出さなければならないというような、たしか商業地域だったと

思いますけれども、そういうことが、たしかあったと思います。

○道祖委員

今の説明からしますと、壁を塗りかえると、壁を塗りかえる、これは認められているんですよ。壁を塗りかえる際に、ついでだから増築しますと。増築して全部壁を塗りかえますと言ったら出るんですよ。出たんですよ。だからおっしゃるとおり、既存の部分でペンキを塗りかえる予定だけど、ついでに増築したら出しますということで出たんですよ。だから、ということとは——、じゃあわかりました。増築の部分には出さない方針だったということですよ。今でも出さない。じゃあなぜなんですかって話です。お尋ねします。なぜかという、増築すると固定資産税が入ってくるんです。増築することによって、定住政策が進むなら、それを進めたほうがよろしいのではないんですか。例えば、子どもが大きくなったからということになって、部屋を1つ出しましょうと。どちらにしろ、今言ったように、私のように壁を塗りかえないといけない時期だから、ついでに1部屋出そうと。壁塗りすれば出るわけですよ。どちらにしろそういう増築を含んだ形で出ますよというような形になぜ表現しないのかということですよ、私が言いたいのは。ついでにそういうふうになれば、固定資産税もふえるわけですよ。なぜそういう発想に至らないのかということなんです。なぜですか。

○住宅課長

すみません、先ほどの答弁と同じようになりませんが、増築についてはちょっと確認申請を出しているのかどうかということまで確認してやって、出していないということであれば、補助金対象外というようなことになっていくのではないかとということで、増築部分についてはリフォーム補助金、当初から認めてなかったという形にはなっております。

○道祖委員

だからですよ。目的が市民の快適な住宅の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図るためではないですか。快適な生活をするために、1部屋出す、だから何度も言いますが、外壁を塗りかえるから補助金が出ますよと、ついでに1部屋出しましょうといったときは合わせて出るんですよ。しかも、しかも固定資産税が入ってくるんです。増築したときに。市のためには固定資産税が入ってきたほうがいいわけでしょう。それともう一つ言いますと、10平方メートル以下は要らないんですよ。確認申請ですか、それはいらない、確かに。だけど、壁を塗りかえるという補助金を出した後、確認をすればいいじゃないですか。そうしたら固定資産税が入ってきますよ。それと、塗るときに増築した場合、内壁を塗っただけでも課税をする人たちは、来て調査して仕様までチェックしますよ。そうしたら税金が高くなるんですよ。何を言いたいのかということ、もうちょっと運用を考えて使いやすい制度にしていきたい。そしてその結果として固定資産税も入ってくるでしょうと。そういうことなんですけど、今までリフォームをしたときにそういうことで出していないでした。しかし現実的には増築した人たちもいるわけ、私みたいに。壁を塗るために。そうしたら壁の部分で出ていますよということ。だからその機会をつかまえて、快適な住環境の整備に寄与するような指導をすればいいじゃないですか。と私は思いますよ。そうしたら、固定資産税をふやすための努力はなぜしないんですか。

○住宅課長

大変申し訳ありません、私としてはちょっと固定資産税までの考え方はなかったというのが正直なところでございます。定住政策、定住していただくことを大事に目的というふうにさせていただいていたものですから、固定資産税がふえるというようなどこまではちょっと配慮ができてなかった状況ではございます。

○道祖委員

私がなぜこういうことを言うかということ、自分が経験してきて、今の制度がやはりちょっと制度としてありながら、なぜなんだろうという疑問があったから質問をいたしておるんですけ

れど。増築する部分まで住宅改修補助金を出している都市はありますよ。ほかの都市でもあるんですよ。ほかの都市があれば安心できるでしょう、あなた方は前例主義だから。よく見てから、やっぱり制度、政策はつくっていかなくてはいけないというふうに私は思いますよ。だから、まず1点、ほかの都市の内容を見て、今の内容が、補助金の制度の補助金を出すときの条件が、今のままでいいのかどうか見直しをしてほしいということが1点。それと、これもコロナ対策で、市内の業者さんをお願いしたら8万円以上の工事で10分の1出るわけです。15歳以下の子どもが1人おれば2万円出るというふうになっているんですね。これを、少し期限を切って、先ほどから言っておりますように、2年程度、1年、2年程度、やっぱりこのときに改修すれば、通常8万円がやはりお得ですよと、例えば20万円なら20万円でもいいです。どちらにしろ固定資産税でちょっと入ってくるんですから。で、定住ですからね。それなりの交付税が入ってくるわけですから。で、地元の業者がやるということですから、地元業者の活性化のために、これも期限を切って少し金額を上げることについて考えていただけないかというのが1つお願いです。これで今、この補助金については2点考えていただきたいということを要望したんですけれど。それと、初めにホームページから話をしましたけど、定住政策の担当者は経済建設の部局ではないかもわからないですけどね。この飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金制度、これは100万円出るんですよ。何で筑豊以外にしているのかというのが、もうこれができたときから思っているんです。これを限っているところはどこがありますかって言うんです。筑豊のまちで自分のまち以外から入ってきた人には出しませんという条例があるのはどこもありませんよ。直方市は東京圏というんですか、関東圏から入ってきたときの補助金が出ています。100万円か。飯塚市もそれはあります。県の制度と一緒になっていますからね。だけど、わざわざ筑豊地域外というふうにはなってないんです。これはやっぱり考えるべきだと。担当者はいないかもわかりませんが、なぜならば、いいですか、この制度は新築であろうが中古住宅であろうが関係ないんです。飯塚市戸建て中古住宅取得補助金制度というのは、これは、こういう制度があるんだから、これ併用できるんですね、たしか。であるならば、都市建設部の所管で飯塚市戸建て中古住宅取得補助金制度というのがあるならば、やはり、定住政策を目的としながら、何かちぐはぐな制度になっていると、それを私は感じるんです。だから、内部検討していただいて、制度の見直しを図っていただきたいというふうな思いはしておりますので、よろしくお願ひします。

それとこれもそうなんですけど、購入費の100分の10、30万円を上限に、15歳以下、10万円ずつプラスするという制度ですよ。これについても、今コロナでインターネットを通じて仕事ができるというような状況だから、必ずしも都市圏に住まなくても仕事できるんじゃないかと、地方に移住しようということで考えられている方が多いというふうに報道で見ます。であるならば、先ほどから言っているように、ここ1、2年ぐらい切って、この補助金も限度額を上限額を上げたらいかがでしょうか。というふうに思うんです。これについても検討していただきたいと思います。そのことを要望いたします。どうですか都市建設部長、お願いいたします、答弁を。

○都市建設部長

委員がおっしゃるとおり、新型コロナの影響で飯塚市の経済を疲弊させないためにもいろいろな対策が必要だと思いますので、この住宅改修補助金をどのように活用すれば定住促進となり、また、経済が回り元気になるのかを、今後、他の市町村の内容も含め、いろいろな調査研究を行っていききたいというふうに考えております。

○道祖委員

時期を逸したら何の効果もないですよ。その点だけよろしくお願ひします。

それと、定住政策でこれも絡みだからついでに経済対策だと思ってお聞きください。先ほど、飯塚市の合併浄化槽設置整備事業補助金制度というのがあるんですけど、これも公共下水道は

非常にやっぱり整備するまで時間がかかりますし、今後の維持管理も非常にお金のかかる制度だと思っております。それをしないと環境がよくなるということ、その点は理解しているんですけど、ですけど、区域に入ってないところが、どうしても水質のことを考えれば、合併浄化槽の設置が奨励される場所だと思うんですよ。これも5人槽33万2千円、7人槽41万1千円、10人槽51万9千円というふうになっております。これは補助率がどうなっているのかわからないんですけど、工事の内容でこれだけ補助が出るんですけど、この辺も若干期限を切って、やはり環境整備、コロナのときに環境整備を整えるということで、補助金を若干上げて、整備に取り組んでいったらいかがかなと思います。これも定住政策の一つだと思っています、私。定住政策の中を見たときに、何で一体で補助金のメニューがこういうふうにありますよということを出してないのか。これは、関係部署と、きょうは副市長がいないから、ここで大きな声で言っても誰も聞いてくれないかもわかりませんが、ちょっと部課長会議のときでも協議をして、定住政策のあり方、要は、もう少し総合的に見た定住政策というものを整理されて、それと、整理されて、やっぱりPRしていく必要があるのではないかと、いうふうに感じておりますので、この点、誰か答えられる。担当がいないから答えられない。そういうふうに言っていましたということ副市長に言ってください。

もう答えがないなら続いていいですか。経済対策ですけど、飯塚市中小企業融資制度がありますね。これは借入金の利息が1%とか1.5%とかいうふうにあるんですけど、これも期限を切って、中小企業振興ということで、この利子補給を考えてはどうかというふうに思っておるんですけど、財源を伴うことですけど、今やらないとやっぱり産業振興は低迷するのではないかと、いうふうに感じますので、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますけれど、これは答弁できるでしょう、部長。

○経済部長

コロナ対策事業の一環として、事業継続応援貸付事業、市独自の融資制度を創設いたしております。この中で、金利0.5%、保証料0.8%といたしておりますけれども、法人については、限度額300万円、個人事業主につきましては150万円が限度額、そのうち、法人につきましては5年間は利子保証料を全額市が補填するということで、今制度化いたしております。また、個人事業主につきましても、最大10年間償還期間内についてですけども、利子保証料の全額補填を、一旦しているところでございます。

○道祖委員

その辺の内容は承知しているんですけど、ですから、今コロナで世界経済が底が抜けたような状況です。これが何年かかるかわからないというふうに言われております。例えば、財政局が考えられている、市税をシミュレーションしたら、リーマンショックのときは市税が戻るのに5年間かかったというんですよ。だからそれぐらいは最低でもかかるんじゃないかというふうには私は思います。そういう状況ですから、やはり地域経済が低迷しないようなことを考えて取り組んでいくべきだと思います。それは新規の事業をやれということもあるんですけど、それに限らず、今ある制度の中で何ができるか、各関係部署がきちっと取り組んで、次年度の予算計画なりに乗せていただきたいなということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:03

再開 13:00

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚地域雇用活性化推進事業の取組について」、報告を求めます。

○産学振興課長

飯塚地域雇用活性化推進事業の取り組みにつきまして、昨年度の実績及び今年度の事業についてご報告いたします。

お手元にお配りしております「飯塚地域雇用活性化推進事業の取組について」と記載しております資料をお願いいたします。本事業は、昨年8月に厚生労働省提案公募型委託事業としまして、全国14地域の一つとして採択されたものでございます。飯塚市を事務局といたします飯塚地域雇用創造協議会を実施主体とし、各種講習会等を通じて魅力ある雇用を確保するとともに、それを担う人材を育成し、就職面談会等でマッチング支援を行うもので、あわせて、Uターン希望者や大学生を対象とした就職促進の取り組みを行っております。

令和元年度の実績につきましては、求職者向け、求人向けに計33回の講習会を開催し、求人74社、求職者110名の参加を得、23名の就職、5名の創業につなげることができました。本年2月以降の事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止としまして、委託費につきましても中止となった事業費分を減額しております。事業費は全額、厚生労働省からの委託費となりますが、当初計画より694万5千円の減で、実績といたしまして1374万4千円となります。

令和2年度の事業につきましては、求人向け講習会を32回、求職者向け講習会を36回、合同会社説明会等を8回開催し、47名の地元企業への就職及び創業を目指しております。なお、本年度事業は全て非対面とし、オンラインでの開催を予定しております。

コロナ禍での就職促進の取り組みにつきましては、求人数の減少などにより厳しい現状ではございますが、できるだけ多くの職をお求めの方のご支援を図ってまいりたいと考えております。以上、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の一部改正について」、報告を求めます。

○住宅課長

飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の一部を改正いたしましたので、報告させていただきます。

資料の飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱資料(新旧対照表)をお願いいたします。

主な改正内容につきましては、第4条第1項の改正となります。これまで市営住宅の入居者募集につきましては、一般公募を5月、8月、11月、2月の年4回行っておりましたが、簡易耐火平屋建て住宅や簡易耐火2階建て住宅等の古い住宅につきましては、一般公募を行っても申し込みがなく、公募流れとなり、空き家がふえている状況です。

一般公募を行っても申し込みがなかった等の住宅について、6月、12月の年2回、随時公

募を行っておりました。

しかしながら、公募期間外については、緊急的に住宅に困窮されている方に対して対応できないという事態が生じております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、離職や収入の減少によって住宅に困窮される方が多くなることも予想されます。

これらのことから、これまで年2回実施していた随時公募の期間を通年とすることで、住宅に困窮する方に対し年間を通じて安定的に市営住宅を供給できるよう、また空き家解消のため、飯塚市市営住宅随時公募に係る事務取扱要綱の一部を改正しております。なお、施行につきましては、令和2年8月10日付で行っております。

以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

この随時公募を、私も非常によい政策だと思っております。公募は通年ということは、どんな意味ですか、通年。

○住宅課長

ご質問がありました通年というのは、いつ来られても住宅を用意して、収入要件とか、公営住宅法の要件に合う方については、入居可能という形になります。

○平山委員

1年を通じて1回公募して申し込み者がいなかったら、もうずっと1年間いいんですか。例えば3月とか6月とか8月の申し込みのときと別でもいいんですか。違うんでしょう。やっぱり申し込みの日にちがあるんでしょう。通年といっても——。すみません、そこをもう1回詳しくお願いします。

○住宅課長

公募については年4回、きちっとやらしていただこうと思っております。人気のある住宅等については公募によって抽せんで入居していただくという形になりますが、古い住宅につきましては、公募しても申し込み等がなく、ずっと空き家になっていたような状況になっております。そのような空き家に対してはいつ来られても、公募期間以外になりますけれども、来られても、そういう住宅を提供させていただいて、入居していただくような内容になっております。

○平山委員

よくわかりました。この政策は本当によいと思っておりますので、フリーでもそういうところがあったら随時こういう形でやってほしいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和2年7月豪雨による災害発生報告について」、報告を求めます。

○農業土木課長

令和2年7月6日から8日にかけての梅雨前線豪雨による災害発生について、ご報告いたします。

なお、この災害報告は都市建設部内の各課に及んでおりますことから、農業土木課から一括して報告をさせていただきます。

災害対象雨量等につきましては、防災安全課より報告がっておりますので、省略させていただきます。

それでは、お手元の資料をお願いいたします。災害の発生状況は、各公共施設工事において、

公共土木災害では、道路2箇所、河川3箇所、都市施設及び公園2箇所で、7箇所の被災箇所の確認を行い、補助災害申請は、河川1箇所を予定しています。また、農林業施設災害では、農業施設・農地で5箇所の被災箇所の確認を行い、補助災害申請は、農業施設3箇所、農地2箇所、林道施設1箇所を予定しております。

なお、このような災害発生を受けたことにより、各施設の所管課では、被災状況の確認と早期復旧を目指して、復旧の進捗を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、7月に発生した災害についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。

今回、ご報告いたします工事は平恒原口地区急傾斜地崩壊対策(その3)工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づき、専門工事「とび・土工・コンクリート工事」のり面業者として登録されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。平恒原口地区急傾斜地崩壊対策(その3)工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6169万4600円、落札率88.94%で、株式会社シンワロードが落札をいたしております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります3者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきまして、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」、報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

新型コロナウイルス感染症対策の概要について説明させていただきます。

最初に、対策経過について、7月の常任委員会で報告いたしました以降の分について説明させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。7月27日、8月4日に、第22回、第23回の対策本部会議を開催しております。会議の概要につきましては、既に報告いたしておりますので、省略させていただきます。

14ページをお願いします。8月5日に、福岡県が「福岡コロナ警報」を発動し、医療提供体制整備の要請とともに、接待を伴う飲食店等でのガイドラインを遵守していない店に対する休業協力の要請が行われました。

15ページをお願いします。8月20日に、第24回の対策本部会議を開催いたしております。こちらにつきましても、既に報告しておりますので、内容は省略させていただきます。また、同日、福岡県は、無症状者等に係る宿泊療養施設を4施設、1057室に拡充しております。8月22日には、福岡県が「福岡コロナ警報」を見直し、滞在時間の制限等を一部解除いたしております。

16ページをお願いいたします。8月28日に、政府が「新型コロナウイルス感染症に関す

る今後の取り組み」を公表しました。その主な内容といたしましては、「医療資源を重症者に重点化」、「検査体制の抜本的な拡充」、「医療提供体制の確保」などとなっております。

最後に、17ページをお願いします。8月31日までの飯塚市内での感染者情報をグラフにしております。上段のグラフは、5日ごとの市内感染者の推移でございます。7月31日に障がい者施設で8人の感染者が発生したため、7月27日の欄は18人となっております。下段は、左から「年齢別」、「月別」、「症状別」のグラフでございます。一番右側の「症状別」を見ていただきますとわかるとおり、本市ではほとんどの方が「無症状」または「軽症」となっております。

以上、簡単ではございますが、対策経過についての説明を終わります。

○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりまますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。

資料につきましては、19枚目からになっておりますが、資料2をお願いいたします。

改めて、ページ数を1ページから振ってございまして、8ページまでになっておりますが、こちらにつきましても、これまでの常任委員会におきまして、資料に掲載しております、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況を報告させていただいております。

今回の報告につきましては、当該対策事業の8月31日現在までの実施状況につきまして、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。

なお、今回の報告分につきましては、6月補正や7月補正において予算計上しました新型コロナウイルス感染症対策に関する追加支援策のうち、支給や給付に係る対策事業が開始されたもの等について、新たに追加しておりますので、申し添えさせていただきます。

詳細の説明等につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。